

■ の文言は改定後に変更となります。

■ の文言は改定後に追加となります。

りそな Visa カード&りそな Mastercard 加盟店規約(通信販売[含EC]用)

第2条(定義)	第2条(定義)
(6)提携組織 当社が加盟または提携する組織(ビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッドおよびマスターカード・ワールドワイドを含む)をいいます。	(6)提携組織 当社が加盟または提携する組織(ビザインターナショナルサービスアソシエーションおよびマスターカードインターナショナルインコーポレーテッドを含む)をいいます。
(12)実行計画 クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」(名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含む)であって、その時々における最新のものをいいます。	(12)セキュリティガイドライン クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード・セキュリティガイドライン」(名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該セキュリティガイドラインに相当するものを含む)であって、その時々における最新のものをいいます。
第3条(表明・保証)	第3条(表明・保証)
2. 加盟店は、当社に対し本契約締結にあたり、加盟店(加盟店の役員・従業員を含み、以下本項において同じ)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)または(1)の各号のいずれかにも該当しないことを表明・保証するとともに、将来においても加盟店が暴力団員等または(1)の各号のいずれかにも該当しないこと、自らまたは第三者を利用して(2)の各号のいずれかにも該当する行為を一切行わないことを確約し、加盟店の故意過失を問わず、係る表明・保証に違反し、あるいは係る確約に違反した場合、または当社が違反しているものと判断した場合には、本契約に基づく取引が停止されること、また直ちに本契約が解除されることがありえることを異議なく承諾します。これにより加盟店に損害が生じた場合でも当社になんらの請求は行わず、一切加盟店の責任とします。また、係る表明・保証、確約に違反して当社に損害が生じた場合には、その一切の損害を加盟店(加盟店の役員・従業員は含まない)は賠償しなけ	2. 加盟店は、当社に対し本契約締結にあたり、加盟店(加盟店の役員・従業員を含み、以下本項において同じ)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)または(1)の各号のいずれかにも該当しないことを表明・保証するとともに、将来においても加盟店が暴力団員等または(1)の各号のいずれかにも該当しないこと、自らまたは第三者を利用して(2)の各号のいずれかにも該当する行為を一切行わないことを確約し、加盟店の故意過失を問わず、かかる表明・保証に違反し、あるいはかかる確約に違反した場合、または当社が違反しているものと判断した場合には、本契約に基づく取引が停止されること、また直ちに本契約が解除されることがありえることを異議なく承諾します。これにより加盟店に損害が生じた場合でも当社になんらの請求は行わず、一切加盟店の責任とします。また、かかる表明・保証、確約に違反して当社に損害が生じた場合には、その一切の損害を加盟店(加盟店の役員・従業員は含まない)は賠

ればならないものとしします。	償しななければならないものとしします。
第10条(信用販売の方法)	第10条(信用販売の方法)
1. 加盟店は、信用販売を実施するに際しては、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、次の事項を確認して信用販売を行うものとしします。この場合において、加盟店は、 実行計画 に掲げられた措置、またはこれと同等の措置、を講じてこれを行うものとしします。	1. 加盟店は、信用販売を実施するに際しては、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、次の事項を確認して信用販売を行うものとしします。この場合において、加盟店は、 セキュリティガイドライン に掲げられた措置、またはこれと同等の措置、を講じてこれを行うものとしします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法または態様による措置が 実行計画 に掲げられた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれがあると認めるとき、その他不正利用を防止するために特に必要があると認めるときには、その必要に応じて当該方法または態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとしします。	2. 前項の規定にかかわらず、当社は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法または態様による措置が セキュリティガイドライン に掲げられた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれがあると認めるとき、その他不正利用を防止するために特に必要があると認めるときには、その必要に応じて当該方法または態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとしします。
第13条(コンピュータ通信による取引)	第13条(コンピュータ通信による取引)
1. 加盟店がコンピュータ通信の手段による契約の締結行為を行う場合は、会員から次の事項を明示したデータ(以下「申込データ」という)を受信し、これに対する第10条第3項の承認手続を経た後、申込みに対する諾否の回答を行うものとしします。加盟店は、申込データならびにそれに対するその後の処理経過を、 実行計画 に掲げる措置またはそれと同等の措置を講じたうえで、加盟店が取引申込受付のために特別に設けたコンピュータ・ファイル(以下「ファイル」という)に、取引日ごとに整理して記録するものとしします。	1. 加盟店がコンピュータ通信の手段による契約の締結行為を行う場合は、会員から次の事項を明示したデータ(以下「申込データ」という)を受信し、これに対する第10条第3項の承認手続を経た後、申込みに対する諾否の回答を行うものとしします。加盟店は、申込データならびにそれに対するその後の処理経過を、 セキュリティガイドライン に掲げる措置またはそれと同等の措置を講じたうえで、加盟店が取引申込受付のために特別に設けたコンピュータ・ファイル(以下「ファイル」という)に、取引日ごとに整理して記録するものとしします。
第14条(申込書等の保管)	第14条(申込書等の保管)
加盟店は、本規約の定める手続を経た取引申込書、申込受付書または申込データを記録したファイルを、 実行計画 に掲げる措置またはそれと同等の措置を講じたうえで、整理して保管し、商品発送の有無その他の必要事項を追記して、7年間保管するものとしします。	加盟店は、本規約の定める手続を経た取引申込書、申込受付書または申込データを記録したファイルを、 セキュリティガイドライン に掲げる措置またはそれと同等の措置を講じたうえで、整理して保管し、商品発送の有無その他の必要事項を追記して、7年間保管するものとしします。
第17条(信用販売の円滑な実施)	第17条(信用販売の円滑な実施)
7. 加盟店は、前項により手続を取消した売上債権の立替払金が当社より支払済みである場合には、直ちにこれを返還するものとしします。また、この場合、当社は第28条第3項を準用することが 出来る ものとしします。	7. 加盟店は、前項により手続を取消した売上債権の立替払金が当社より支払済みである場合には、直ちにこれを返還するものとしします。また、この場合、当社は第28条第3項を準用することが できる ものとしします。
第24条(支払方法)	第24条(支払方法)

4. 当社は、加盟店から提出された売上データ等の正当性に疑義があると当社が認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、当社は調査が完了したと判断するまで加盟店に対する当該代金の支払いを保留することができるものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。	4. 当社は、加盟店から提出された売上データ等の正当性に疑義があると当社が認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、当社は調査が完了したと判断するまで加盟店に対する当該代金の支払いを保留することができるものとします。 また、調査開始より30日を経過しても疑義が解消しない場合には、立替払金の支払いを拒絶できるものとします。調査が完了し、当社が当該立替払金の支払いを相当と認めた場合には、当社は加盟店に当該立替払金を支払うものとします。 この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。
第37条(カード番号等の適切な管理)	第37条(カード番号等の適切な管理)
3. 加盟店は、カードの会員番号等の適切な管理のために、 実行計画 に掲げられた措置またはこれと同等の措置を講じるものとします。	3. 加盟店は、カードの会員番号等の適切な管理のために、 セキュリティガイドライン に掲げられた措置またはこれと同等の措置を講じるものとします。
4. 当社は、前項で講じられた措置が 実行計画 に掲げられた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カードの会員番号等の漏洩等の防止のために、特に必要があるときには、その必要に応じて措置の変更を加盟店に求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。	4. 当社は、前項で講じられた措置が セキュリティガイドライン に掲げられた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カードの会員番号等の漏洩等の防止のために、特に必要があるときには、その必要に応じて措置の変更を加盟店に求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。
第42条(調査)	第42条(調査)
1. (1)加盟店または委託先においてカードの会員番号等の 漏えい 等が発生し、またはそのおそれが生じたとき	1. (1)加盟店または委託先においてカードの会員番号等の 漏洩 等が発生し、またはそのおそれが生じたとき
第45条(契約解除等)	第45条(契約解除等)
(6) 加盟店 が その他経営状態が悪化しましたはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合	(6) 加盟店 の その他経営状態が悪化しましたはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
第48条(有効期間・解約)	第48条(有効期間・解約)
加盟店および当社は、本契約の有効期間中において本契約を解約しようとする場合には、相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断したときは相手方に3ヵ月前までに書面による通知を 行なう ことにより、本契約を解約できるものとします。ただし、加盟店が1年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、または、当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合、 当社は加盟店に3ヵ月前までに書面による通知を行なうことにより(加盟店との連絡不能による場合は、第44条第3項に基づき、届出住所に通知を発送すれば、通常到着	加盟店および当社は、本契約の有効期間中において本契約を解約しようとする場合には、相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断したときは、相手方に3ヵ月前までに書面による通知を 行う ことにより、本契約を解約できるものとします。ただし、加盟店が1年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、または当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合、 当社は加盟店に予告することなく 本契約を解約できるものとします。

すべきときに通知を行ったものとみなす)、本契約を解約できるものとします。	
第50条(規約の変更、承認)	第50条(規約の変更、承認)
当社は、加盟店の承認を得ることなく、改定後の規約を通知またはホームページ上に掲載することにより改定後の規約に変更できるものとします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。	当社は、加盟店の承認を得ることなく、改定後の規約を通知またはホームページ上に掲載することにより改定後の規約に変更できるものとします。また、法令の定めにより本規約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。
(2025年7月改定)	(2026年9月改定)

りそな Visa カード&りそな Mastercard 加盟店規約(通信販売[含 EC]用) 特約

第1条(目的)	第1条(目的)
本特約は、りそなカード株式会社(以下「当社」という)が定める「りそな Visa カード&りそな Mastercard 加盟店規約(通信販売[含 EC]用)」第48条(有効期間・解約)の規程について特約を定めるものである。	本特約は、りそなカード株式会社(以下「当社」という)が定める「りそな Visa りそな Mastercard 加盟店規約(通信販売[含 EC]用)」第6条(信用販売)、第24条(支払方法)の規定に関する特約を定めるものである。
第2条(有効期間・解約)	第2条(信用販売の取扱い制限および解除)
加盟店が5年を超えて継続して信用販売を取扱っていない場合、当社は加盟店に書面による通知をすることなく、解約できるものとします。	1.加盟店は、本規約に基づき信用販売を行うにあたり、次の各号に該当する取引を取扱わないものとします。 (1) 特定商取引に関する法律の規制対象となる特定継続的役務提供に該当する取引 (2) 前払い(回数券等)に該当する取引 2.加盟店は、前項に定める事項について、従業員等に対して周知し、これを遵守させる義務を負うものとします。 3. 当社は、加盟店が前2項の定めに従ったと判断した場合、何らの催告を要することなく、直ちに加盟店契約の全部または一部を解除することができるものとし、その場合、当社に生じた一切の損害を加盟店が賠償するものとします。
	第3条(支払方法の補足)
	1. 本条の規定は、加盟店が紙の売上票を当社に送付する取引に限り適用するものとします。 2. 前項の売上に係る締切日(本規約第24条第1項に定める締切日)については、加盟店から送付された売上票が、当社を経由して三井住友カード株式会社に到着した日を基準とします。 3. 締切日(毎月15日および月末日)が休業日(土曜日、日曜日、国民の祝日および休日ならびに12月30日から1月3日)に該当する場合は、当該日の前営業日を締切日とし

	ます。 4. 天候不良(梅雨期・台風等)その他の不可抗力により、締切日までに紙の売上票が三井住友カード株式会社に到着しなかった場合、当社は当初予定していた支払日に支払う義務を負わないものとします。
(2024年6月改定)	(2026年9月改定)

加盟店情報の取扱いに関する同意条項

第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲および目的等について)	第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲および目的等について)
共同利用責任者 一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(JDM センター) 代表理事:松井 哲夫	共同利用責任者 一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(JDM センター) 代表理事:坂口 利彦
(2024年6月改定)	(2026年9月改定)